

浜松市介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法施行規則第140条の47の2に基づき、介護保険法第115条の35第3項に規定する介護サービス情報の調査（以下「調査」という。）について、対象となる事業所に関する指針を示し、適切な制度運営の確保に資することを目的とする。

2 調査方針

市長が必要と認める場合に調査を実施するものとする。

3 調査対象となる事業所の条件

- (1) 運営指導の実施対象となった場合
- (2) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (3) 公表内容について利用者等から通報があった場合
- (4) その他、調査が必要と認められる場合

4 調査方法及び調査項目

調査を実施する場合は、効率的に実施するため、次の点に留意するものとする。

- (1) 調査は運営指導と同時に実施するなど、必要最小限の訪問となるよう計画する。
- (2) 調査項目は、調査を必要と判断した理由等を考慮し、必要な項目を選定して実施する。

附 則

この指針は、平成30年10月1日から施行する。

この指針は、令和4年1月6日から施行する。

この指針は、令和4年4月1日から施行する。